

七飯町告示第 2 号

令和 6 年第 1 回七飯町議会臨時会の招集について

令和 6 年第 1 回七飯町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 月 2 5 日

七飯町長 杉 原 太

記

1. 招集日時 令和 6 年 1 月 2 9 日 午前 1 0 時
2. 招集場所 七飯町役場議場
3. 付議事件

議 案

- (1) 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- (2) 七飯町手数料条例の一部改正について
- (3) 令和 5 年度七飯町一般会計補正予算 (第 1 0 号)

議案第 1 号

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 令和6年2月1日から同年4月30日までの間に限り、町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

議案第 2 号

七飯町手数料条例の一部改正について

七飯町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町手数料条例の一部を改正する条例

七飯町手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「41の項及び42の項」を「43の項及び44の項」に改め、同条第5項中「41の項及び42の項」を「43の項及び44の項」に、「43の項及び44の項」を「45の項及び46の項」に改める。

別表中45の項を47の項とし、7の項から44の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「事務手数料」を「事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「又は同法」を「、同法」に、「交付手数料」を「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
---	--	---------------------	------

<p>う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

別表3の項を削り、同表2の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項中「戸籍法」の次に「(昭和22年法律第224号)」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 3 号

令和 5 年度七飯町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度七飯町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177,376 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,090,462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 29 日提出

七飯町長 杉 原 太

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,428,364	157,724	2,586,088
	1 国庫負担金	1,345,104	19,946	1,365,050
	2 国庫補助金	1,077,756	137,778	1,215,534
15 道支出金		1,122,787	9,973	1,132,760
	1 道負担金	826,180	9,973	836,153
18 繰入金		213,102	△294	212,808
	1 基金繰入金	183,153	△294	182,859
19 繰越金		290,496	9,973	300,469
	1 繰越金	290,496	9,973	300,469
歳入	合計	12,913,086	177,376	13,090,462

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,287,908	177,670	5,465,578
	1 社会福祉費	3,483,187	137,778	3,620,965
	2 児童福祉費	1,803,701	39,892	1,843,593
13 職員費		1,421,838	△294	1,421,544
	1 職員費	1,421,838	△294	1,421,544
歳 出 合 計		12,913,086	177,376	13,090,462

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
[3款] 民生費	[1項] 社会福祉費	低所得世帯支援給付金事業（均等割課税世帯分）	80,568
[3款] 民生費	[1項] 社会福祉費	低所得世帯支援給付金事業（こども加算分）	28,148

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	2,955,942	0	2,955,942
2 地方譲与税	124,000	0	124,000
3 利子割等交付金	14,700	0	14,700
4 株式等譲渡所得割交付金	7,300	0	7,300
5 法人事業税交付金	30,800	0	30,800
6 地方消費税交付金	672,400	0	672,400
7 ゴルフ場利用税交付金	9,500	0	9,500
8 自動車税環境性能割交付金	6,200	0	6,200
9 地方特例交付金	34,300	0	34,300
10 地方交付税	3,836,000	0	3,836,000
11 交通安全対策特別交付金	2,700	0	2,700
12 分担金及び負担金	157,597	0	157,597
13 使用料及び手数料	210,492	0	210,492
14 国庫支出金	2,428,364	157,724	2,586,088
15 道支出金	1,122,787	9,973	1,132,760
16 財産収入	18,040	0	18,040
17 寄附金	110,502	0	110,502
18 繰入金	213,102	△294	212,808
19 繰越金	290,496	9,973	300,469
20 諸収入	207,764	0	207,764
21 町債	460,100	0	460,100
歳入合計	12,913,086	177,376	13,090,462

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	99,749	0	99,749				
2 総務費	667,581	0	667,581				
3 民生費	5,287,908	177,670	5,465,578	167,697			9,973
4 衛生費	1,008,992	0	1,008,992				
5 労働費	42,305	0	42,305				
6 農林水産業費	212,486	0	212,486				
7 商工費	225,615	0	225,615				
8 土木費	962,198	0	962,198				
9 消防費	622,137	0	622,137				
10 教育費	956,616	0	956,616				
11 災害復旧費	15,000	0	15,000				
12 公債費	1,384,761	0	1,384,761				
13 職員費	1,421,838	△294	1,421,544				△294
14 予備費	5,900	0	5,900				
歳 出 合 計	12,913,086	177,376	13,090,462	167,697	0	0	9,679

2 歳 入

14 国庫支出金 (1 国庫負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金	2,428,364	157,724	2,586,088
1 国庫負担金	1,345,104	19,946	1,365,050
1 民生費国庫負担金	1,292,135	19,946	1,312,081
2 国庫補助金	1,077,756	137,778	1,215,534
1 総務費国庫補助金	678,744	137,778	816,522
15 道支出金	1,122,787	9,973	1,132,760
1 道負担金	826,180	9,973	836,153
1 民生費道負担金	786,263	9,973	796,236
18 繰入金	213,102	△294	212,808
1 基金繰入金	183,153	△294	182,859
1 財政調整基金繰入金	99,812	△294	99,518
19 繰越金	290,496	9,973	300,469
1 繰越金	290,496	9,973	300,469
1 繰越金	290,496	9,973	300,469
歳 入 合 計	12,913,086	177,376	13,090,462

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
	2 児童福祉費負担金	19,946	子どものための教育・保育給付費負担金 19,946
	1 総務管理費補助金	137,778	物価高騰対応重点支援交付金（均等割課税世帯支援分） 101,981 物価高騰対応重点支援交付金（こども加算分） 35,797
	2 児童福祉費負担金	9,973	子どものための教育・保育給付費負担金 9,973
	1 財政調整基金繰入金	△294	財政調整基金繰入金 △294
	1 繰越金	9,973	前年度繰越金 9,973

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	5,287,908	177,670	5,465,578	167,697			9,973
1 社会福祉費	3,483,187	137,778	3,620,965	137,778			
1 社会福祉総務費	1,041,092	137,778	1,178,870	137,778			
2 児童福祉費	1,803,701	39,892	1,843,593	29,919			9,973
2 児童措置費	882,479	39,892	922,371	29,919			9,973
13 職員費	1,421,838	△294	1,421,544				△294
1 職員費	1,421,838	△294	1,421,544				△294
1 職員給与費	1,413,492	△294	1,413,198				△294
歳 出 合 計	12,913,086	177,376	13,090,462	167,697			9,679

3 民生費 (1 社会福祉費)

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	604	■低所得世帯支援給付金事業費 (均等割課税世帯分・交付金事業) 101,981 10 需用費 463 消耗品費 342 印刷製本費 121 11 役務費 528 郵便料 308 口座振込手数料 220 12 委託料 990 均等割課税世帯支援給付金システム改修委託料 990 18 負担金、補助及び交付金 100,000 均等割課税世帯支援給付金 100,000 ■低所得世帯支援給付金事業費 (こども加算分・交付金事業) 35,797 10 需用費 141 消耗品費 55 印刷製本費 86 11 役務費 238 郵便料 139 口座振込手数料 99 12 委託料 418 低所得世帯支援給付金システム改修委託料 418 18 負担金、補助及び交付金 35,000 低所得世帯支援給付金 (こども加算分) 35,000
11	役務費	766	
12	委託料	1,408	
18	負担金、補助及び交付金	135,000	
12	委託料	39,892	■子ども・子育て支援給付事業費 39,892 12 委託料 39,892 保育所運営委託料 10,792 施設型給付費委託料 28,190 地域型保育給付費委託料 910
2	給料	△294	■特別職給与費 △294 2 給料 △294 特別職給料 △294

令和6年第1回七飯町議会臨時会議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料1	七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第1号）	1
資料2	七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（議案第1号）	2
資料3	七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要（議案第2号）	3
資料4	七飯町手数料条例の新旧対照表（議案第2号）	4～10

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1 改正理由

函館開発建設部函館道路事務所が維持管理する赤松街道におけるケヤキに関し、庁内及び関係団体等との連携に不足・不手際があり、伐採に至らしめることとなり、これまで慣れ親しんで来られた町民の皆様へ深い喪失感を与え、行政への不信感を招き、その責任は重いものであります。

よって、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成12年条例第30号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

令和6年2月1日から同年4月30日までの3か月の間、町長の給料月額を2割減額とするため、別表第1に規定する額（736,000円）に100分の80を乗じて得た額とします。

3 施行期日

この条例は、令和6年2月1日から施行します。

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>本則(略) 附則 1～8(略)</p>	<p>本則(略) 附則 1～8(略)</p> <p>9 令和6年2月1日から同年4月30日までの間に限り、町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第1・別表第2(略)</p>

七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要

住民課

1 改正理由

令和6年3月1日から本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口で戸籍謄本又は除籍謄本の交付請求、戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行並びに電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧が可能となり、新たに手数料を徴収する事務が規定されることから七飯町手数料条例（平成12年条例第16号）において、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

令和5年12月6日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令に基づき、別表を次のとおり改正します。

- (1) 本籍地以外の市区町村窓口における戸籍謄本又は除籍謄本の交付手数料として、戸籍謄本1通につき450円、除籍謄本1通につき750円を追加します。（別表1の項及び4の項）
- (2) 戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料として、戸籍電子証明書1件につき400円、除籍電子証明書1件につき700円（情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合を除く。）を追加します。（別表3の項及び別表6の項）
- (3) 電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付及び表示したものの閲覧手数料として、1件につき350円を追加します。（別表2の項及び別表8の項）
- (4) 別表の改正により生じた項のずれに対応するため、第6条第1項及び第5項中の文言を改めます。

3 施行期日

この条例は、令和6年3月1日から施行します。

七飯町手数料条例新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
第1条～第5条(略) (減免)	第6条 前条の規定にかかわらず、審理員は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下この条において「法」という。)第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。別表4-1の項及び4-2の項において同じ。)の規定による交付を受ける者が経済的困難により別表4-1の項及び4-2の項に掲げる手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。 2～4(略)	第1条～第5条(略) (減免)	第6条 前条の規定にかかわらず、審理員は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下この条において「法」という。)第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。別表4-3の項及び4-4の項において同じ。)の規定による交付を受ける者が経済的困難により別表4-3の項及び4-4の項に掲げる手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。 2～4(略)
第7条・第8条(略) 附 則 1～7(略)	第7条 前条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「七飯町行政不服審査会」と、第1項中「別表4-1の項及び4-2の項に掲げる」とあるのは「別表4-3の項及び4-4の項に掲げる」と読み替えるものとする。 第7条・第8条(略) 附 則 1～7(略)	第7条・第8条(略) 附 則 1～7(略)	第7条 前条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「七飯町行政不服審査会」と、第1項中「別表4-3の項及び4-4の項に掲げる」とあるのは「別表4-5の項及び4-6の項に掲げる」と読み替えるものとする。 第7条・第8条(略) 附 則 1～7(略)
別表(第2条関係)	番号 手数料を徴収する事項 単位 手数料額 1 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の	別表(第2条関係)	番号 手数料を徴収する事項 単位 手数料額 1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第

改 正 前	改 正 後
<p>謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	<p>1 126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p> <p>2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p> <p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書の提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により</p>
	<p>350円</p>
	<p>400円</p>

改 正 前		改 正 後	
		行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
2	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づいて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づいて除籍証明書の交付手数料	(略)
3	(略)		(略)
4	(略)		(略)
5	(略)		(略)
6		戸籍法第120条の3第2項の規定に基づいて除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技	700円

改 正 前		改 正 後	
	類に記載した事項の証明書の交付手数料		記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料
6	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料	書類1件につき	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料
7	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)
12	(略)	(略)	(略)
13	(略)	(略)	(略)
14	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)
18	(略)	(略)	(略)
19	(略)	(略)	(略)
20	(略)	(略)	(略)
21	(略)	(略)	(略)

改 正 前				改 正 後			
2 0 (略)	(略)	(略)	(略)	2 2 (略)	(略)	(略)	(略)
2 1 (略)	(略)	(略)	(略)	2 3 (略)	(略)	(略)	(略)
2 2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 4 (略)	(略)	(略)	(略)
2 3 (略)	(略)	(略)	(略)	2 5 (略)	(略)	(略)	(略)
2 4 (略)	(略)	(略)	(略)	2 6 (略)	(略)	(略)	(略)
2 5 (略)	(略)	(略)	(略)	2 7 (略)	(略)	(略)	(略)
2 6 (略)	(略)	(略)	(略)	2 8 (略)	(略)	(略)	(略)
2 7 (略)	(略)	(略)	(略)	2 9 (略)	(略)	(略)	(略)
2 8 (略)	(略)	(略)	(略)	3 0 (略)	(略)	(略)	(略)
2 9 (略)	(略)	(略)	(略)	3 1 (略)	(略)	(略)	(略)
3 0 (略)	(略)	(略)	(略)	3 2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 1 (略)	(略)	(略)	(略)	3 3 (略)	(略)	(略)	(略)
3 2 (略)	(略)	(略)	(略)	3 4 (略)	(略)	(略)	(略)
3 3 (略)	(略)	(略)	(略)	3 5 (略)	(略)	(略)	(略)
3 4 (略)	(略)	(略)	(略)	3 6 (略)	(略)	(略)	(略)
3 5 (略)	(略)	(略)	(略)	3 7 (略)	(略)	(略)	(略)
3 6 (略)	(略)	(略)	(略)	3 8 (略)	(略)	(略)	(略)
3 7 (略)	(略)	(略)	(略)	3 9 (略)	(略)	(略)	(略)
3 8 (略)	(略)	(略)	(略)	4 0 (略)	(略)	(略)	(略)
3 9 (略)	(略)	(略)	(略)	4 1 (略)	(略)	(略)	(略)
4 0 (略)	(略)	(略)	(略)	4 2 (略)	(略)	(略)	(略)
4 1 (略)	(略)	(略)	(略)	4 3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 2 (略)	(略)	(略)	(略)	4 4 (略)	(略)	(略)	(略)
4 3 (略)	(略)	(略)	(略)	4 5 (略)	(略)	(略)	(略)
4 4 (略)	(略)	(略)	(略)	4 6 (略)	(略)	(略)	(略)

改正前		改正後	
4.5 (略)	(略)	4.7 (略)	(略)